規　則

○国家公安委員会規則第一号

少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月十一日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（立会い） **第百四十三条**　［１・２　略］ ３　女子の身体について捜索を行う場合には、十八歳以上の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。 ４　女子の身体を検査する場合には、医師又は十八歳以上の女子を立ち会わせなければならない。 （捜索調書） **第百四十九条**　［略］ ２　捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、十八歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。 （少年事件捜査の基本） **第二百三条**　少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。	（立会い） **第百四十三条**　［１・２　同上］ ３　女子の身体について捜索を行う場合には、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。 ４　女子の身体を検査する場合には、医師または成年の女子を立ち会わせなければならない。 （捜索調書） **第百四十九条**　［同上］ ２　捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、または女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、成年の女子の立会が得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。 （少年事件捜査の基本） **第二百三条**　少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。

（新聞発表等の際の注意）

第二百九条　少年事件について、新聞その他の報道機関等に発表するときは、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。ただし、特定少年（少年法第六十二条第一項に規定する特定少年をいう。次条及び第二百十五条第二号において同じ。）のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの（刑訴法第四百六十一条の請求がされたもの（刑訴法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。）については、この限りでない。

（少年事件の送致及び送付先）

第二百十条　少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

２　送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

（関連事件の送致及び送付）

第二百十一条　他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

一　少年事件が少年事件以外の事件（以下「非少年事件」という。）と関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、

（報道上の注意）

第二百九条　少年事件について、新聞その他の報道機関に発表する場合においても、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。

（少年事件の送致及び送付先）

第二百十条　少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致又は送付しなければならない。

２　送致又は送付に当たり、その少年の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらをともに一括して、検察官に送致又は送付するものとする。

（関連事件の送致及び送付）

第二百十一条　他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号の規定によるものとする。

一　少年事件が成人事件と関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録として送